

# 高齢者や障がい者の権利を守り・支える



## 成年後見制度とは

家族が認知症や障がいなどにより、財産管理や契約ができなくなつてしまつたらどうしますか。本人に代わつて財産や権利を保護する成年後見制度について紹介します。

よく判断できずに契約を結んでしまつなどの被害に遭つ恐れもあります。まつなどの被害に遭つ恐れもあります。

## 法定後見制度

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスを受けるための契約を結んだりすることが難しい場合があります。

また、不利益な契約であつても、

市では、この制度を必要とする人が必要な時に利用できるように支援するため、専門の相談窓口として成年後見支援センター（市役所議会棟1階・高齢者福祉課内、  
☎ 20-15337）を設置しています。

なお、成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。

**任意後見制度**

本人に十分な判断能力があるうちに、将来に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約で決めておく制度です。手続きは成田公証役場で行う

**成年後見人などの役割**

成年後見人などは本人の生活状況に配慮しながら保護・支援します。しかし、成年後見人などが行

えるのは、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られます。食事の世話や介護などは職務にはなりません。

また、成年後見人などは、行つた事務に関して家庭裁判所に報告するなど、家庭裁判所の監督を受けることになります。

## 成年後見人などへの報酬

成年後見人などは、職務の対価として報酬を請求することができます。

※くわしくは、任意後見制度については成田公証役場（☎ 22-1035）、法定後見制度については成年後見支援センター（☎ 20-15337）へ。

えるのは、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られます。報酬額については家庭裁判所が決定し、本人の財産から支払われます。

ただし、経済的な理由により報酬を支払うことが困難な人は、市

## 金銭管理などが不安な人のために 日常生活自立支援事業

福祉サービスの手続き、公共料金や家賃などの支払いを自分自身で行うことに対する不安がある人に対して、生活支援員が支援を行います。

また、通帳や印鑑などの管理が不安な場合は、預かり保全します。

**対象**=市内在住で、高齢者や知的障がい者、

精神障がい者などで判断能力が不十分な人

**年会費**=3,600円(財産保全は別途3,000円)

**利用料(1時間30分未満)**=1,000円(以降は

30分ごとに500円加算・交通費は別途)

\*くわしくは成田市社会福祉協議会（☎ 27-7755）へ。